

## 通学定期券の払い戻しについて

通学定期券の払い戻しにつきまして、下記をご参照いただき、必要になった場合は各ご家庭で対応をお願いいたします。

### ■電車

交通機関	対 応
○ JR 東日本	<p>通常の払い戻しは月割りで、7日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはしません。また、払戻日は申し出た日とされます。</p> <p>今回は特例により、4月8日以降当該定期券を利用していない場合は、4月7日に払い戻しを申し出たものとみなし、1か月単位で計算した額（当該定期券の使用開始後7日以内の場合は利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を手数料がかかるが払い戻します（1か月定期は7日使用すると、1か月使用したとみなされる）。</p> <p>なお、4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払い戻しの申し出をしたものとして取り扱います。</p> <p>基本的には各駅に問い合わせてください。</p> <p>テレフォンセンター 050-2016-1600</p>
○ しなの鉄道	<p>4月分の払い戻しは、使い始めの期日より7日間以内であれば、利用日数分を差し引いた金額が払い戻されます。（手数料は別途かかります）</p> <p>4月8日以降使用していない場合は4月7日に払い戻しの申し出があったとみなされるので、申し出てください。</p> <p>（4月7日は緊急事態宣言が出された日です。）</p>
○ 長野電鉄	<p>通常1日でも使用があった月については払い戻しができませんが、今回は特例として、4月中の利用日が7日以内であれば、残りの日数分が日割りで払い戻しになります。</p> <p>払い戻しの受付期間は、4月10日から、4月17日の間です。</p> <p>（4/9日までの利用者も、上記の期間に受付）</p> <p>なお、支払いについては、後日指定した日に再度取りに来ていただくこととなります。</p> <p>12か月定期の場合は通常払い戻しができませんが、今回は残り11か月分が払い戻せます。</p> <p>（4月分は払い戻せません。）</p> <p>なお、詳細はホームページにアップする予定です。</p>

### ■バス

直接バス会社にお問い合わせください